若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成金
交付要綱

公益社団法人　和歌山県トラック協会

（事業趣旨）

第１条　全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、トラックドライバーの高齢化が進行し、トラックドライバー不足の状況が継続している状況に鑑み、若年ドライバー・外国人ドライバー（以下「若年ドライバー等」という。）の採用を支援するため、和歌山県トラック協会（以下「和ト協」という。）を通じて、和ト協会員事業者（以下「事業者」という。）が新たに運転者として採用した若年ドライバー等の（１）特例教習の受講、（２）準中型免許取得及び（３）外免切替講習の受講に要した費用の一部を助成する。

（定義）

第１条の２　この要綱において使用する用語の意義は、以下の各項に定めるところによる。

２　「特例教習」とは、中型免許・大型免許の取得に係る年齢要件・運転経歴要件を引き下げる受験資格特例教習をいう。

３　「準中型免許」とは準中型ＡＴ限定免許を含む。

４　「外免切替講習」とは、指定自動車教習所等が実施する、普通免許・準中型免許に係る外国免許切替手続における技能確認・知識確認に合格するために必要な技能・知識を習得させるための講習をいう。

（助成対象）

第２条　助成の対象となる経費は、次のいずれかのために指定自動車教習所等で要した費用とする。

（１）特例教習の受講

（２）準中型免許のうち

①準中型免許の新規取得（以下「準中取得」という。）

②５トン限定準中型免許の限定解除（以下「限定解除」という。）

（３）外免切替講習の受講（普通免許又は準中型免許に係るものに限る。以下同じ。）

（助成金の交付予算額）

第３条　助成金の全ト協交付予算額は、７８，７００，０００円とする。

（助成額）

第４条　助成金は、事業者が別に定める要件を満たす従業員に、特例教習の受講、準中取得もしくは限定解除又は外免切替講習の受講に係る費用を負担した場合に、特例教習の受講は１０万円、準中取得は４万円、限定解除は２万５千円、外免切替講習の受講は４万円を上限として交付する。

２　１事業者あたりの助成額の上限を３０万円とする。

３　従業員が個人で負担した費用については、全ト協は助成金を交付しない。

４　全ト協と和ト協、国、地方自治体又はその他団体等の助成金等の合計が事業者の負担額を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。

（実績報告及び助成金の請求）

第５条　助成金の交付を受けようとする事業者は、別に定める期日までに様式１「若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）を和ト協に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第６条　全ト協は、前条に基づき実績報告及び助成金の請求があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、和ト協に対して助成金を交付する。ただし、予算に達した時点で、締め切りとする。

２　和ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

（助成金の返還）

第７条　全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、和ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

２　前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（その他必要な事項）

第８条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

（附　則）

この要綱は、令和８年４月１日より実施する。